

宇野千代と馬込文士村で共に交流した文士たちを表現した
ロゴおよびキャッチフレーズ使用取扱要綱

令和8年8月31日地文発第10658号地域未来創造部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇野千代と馬込文士村で共に交流した文士たちを表現したロゴおよびキャッチフレーズ（以下「ロゴおよびキャッチ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴおよびキャッチに関する権利)

第2条 ロゴおよびキャッチに関する著作権等一切の権利は、大田区（以下「区」という。）に帰属する。

(取扱原則)

第3条 大田区や馬込文士村の認知度向上を図るとともに、シビックプライドの醸成につなげるため、区民、企業、関係団体等に広くロゴおよびキャッチの使用を認めるものとする。

(使用基準)

第4条 ロゴおよびキャッチを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、ロゴおよびキャッチを使用することができる。

- (1) 別に定める「宇野千代と馬込文士村で共に交流した文士たちを表現したロゴおよびキャッチフレーズガイドライン」に従い、適切に使用すること。
- (2) 区の品位や信用を傷つけないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 政治、宗教、思想等の活動に利用しないこと。
- (5) その他区長が不適当と認めるものでないこと。

(使用の禁止)

第5条 使用者が第4条に定める使用基準に反してロゴおよびキャッチを使用した場合、区は当該使用者に対し、ロゴおよびキャッチの使用を禁止することができる。なお、使用を禁止したことにより生じた損害について、区は一切の責任を負わない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域未来創造部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年8月31日から施行する。